

6 章 雑 則

雑 則 104 条

特別な理由がある場合にかぎり、道路構造令に規定がある場合を除いて、この示方書の規定によらなくてもよい。

〔解説〕

特別な理由がある場合には、この示方書の規定によらないことができるものとして設計の便宜をはかった。この特別な理由というのは、だれでもが特別の理由と認めうるものであって、単なる経済的理由等は特別な理由とはいえない。またこの示方書よりも精密な計算を行つた場合でも、施工上の条件・計算外の力などを考慮して、みだりに橋の安全率を低めてはならない。